福祉医療(該当・非該当)

		児童=	手当		額			認気			求	書									
		70	, <u> </u>		額		改		定	•		届				出	年月日		<u> </u>	(受付)	確認年月日
	宇部市	長	様													•	•			•	•
	(ふりがな)										一字	部市	<u> </u>								
受	 氏 名								1	住所	 	- 1 이디									
給	, h						〔 月	男・女]			電話	舌		I				. –		
者	生年月日		•	•		職	業		务員	でない	者	4	入してV 公的年金 制度 の種別			私 <u> </u> 地 国	F金保険 立学校教聯 方公務員等 家公務員 数共済	战員共済 等共済 共済		国民年金 その他()
	•	増	額又	ては	減額	0	別									増	額 •		額		
					増	額	又	は減	え 額	i の	原	因	٤ ځ	な	るり] -	童				
	氏	名		続柄	生	年月	日			海外 ている 出国	;場	合の			住	Ī	所	監護領無	の有 !	生計関係	※児童との関係 で、該当する場 合に○印
						•	•		司 • 川		•							・無		同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
						•	•	同 · ·	司 • 川		•							有 • 無		同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
									可 司									有		同一	•未成年後見人
						•	•		•		•							• 無	Ķ	維持	・父母指定者 ・同居父母
	(18)	歳に達する			又 は 1の3月3												ヨキでの間	引にあるる	告)		
	氏			続柄		年月		同)別	居•	海外音 ている 出国	留学	をし 合の			住		所	監護当の	[相	生計費 の負担 の有無	
								F	司									有	Ī	有	
						•	•	月 分	•		•							無	Ķ.	無	
		増額	した	2 理	曲			ア. 出イ. そ		J. ()						
				.死亡し				11. C				ク						をしなくな	つた		
					なくなった 同じくした		た					ケ	.父母:				った 「る父母等	の帰国)			
	減額しる	5 押 山			三計を維持しなくなった						コ .児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、										
1	がない しょう	C/土川	オ		内に住居		又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った サ .児童と同居しなくなった(単身赴任の場合を除く)								Ž						
			カ		:理由とす :後見人で							/	· たの (与しなく	/ , ',)		1 亿 闭	K\)	
			キ	.児童の	兄姉等を	:監護相	当0	り世話を	しなく	なった											
	事		発	生	した	. 年	<u>.</u>	月	日								•		•)	₩ ₩ ₩
		事由日確 他制度の		轧幼児((子ども)	医療•	ひと	り親医療	療•児	建重扶	養手	€当•	特別児	見童:	扶養日	5当]				受付者
Лī	# #					• ※ •≡	認定	<u>=</u>	•	※認知 却]		改定 月日		*	認定•	改》	定年月			※ 手当。	月額
						Ę		<u> </u>										3歳未満分	ì		,000 円
= ==================================	与					Ţ	却了											3歳以上分	<u> </u>		,000 円
																		計			,000 円

- 太枠内を記入してください。○ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。○ ※印の欄は、記入しないでください。○ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

認定番号

1 この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は経済的負担(監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。)のある児童の兄姉等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。

なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。

- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 3「氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「加入している公的年金制度の種別」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。

ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。

イ「ア」を○で囲んだ場合で、共済組合の組合員の方は、該当するものにチェックしてください。

- 7 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに〇で囲んでください。
- ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに〇で囲んでください。
- 8 増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「生計費の負担の有無」の欄は、当該児童の兄姉等が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を〇で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 11 「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを〇で囲んでください。「シ」を〇で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「コ. 児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
- 12「事由の発生した年月日」の欄は、「10」又は「11」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 13 この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童又は児童の兄姉等について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市長(特別区の区長を含みます。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- ① 児童又は児童の兄姉等が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる 書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
- ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑧ 3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑨ 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ⑩ 児童の兄姉等について監護相当・生計費の負担がある場合に、児童の兄姉等が海外に留学している場合は、当該児童の兄姉等が、日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考

- , 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

額 改 定 認 定 請 求 書 額 改 定 届 児童手当

提出年月日 ※受付確認年月日

	宇部市	長	様									R6•	10 •	30		•
	(ふりがな)			ウベ	タロウ				〒 「	755 [.]	-86	01				
受				中 立[一十百	7			宇音	市常	盤門	一丁目	17番1号	÷		
	氏 名		•	구하	人則	,		住所								
給						〔男	· 女〕		冒	電話_	0		31-411)	• ^
者	生年月日		S	61•2	·1	職業	✓被用者□公務員□被用者		者	加入し 公的 制 の種	年金 度		生年金保険 私立学校教 地方公務員 国家公務員	職員共済 等共済	イ. 国民年	金
								•		Vノ <u>作</u>	里力リ		郵政共済		ウ. その他	()
	増額又は減額の別 増額・減額															
	増額又は減額の原因となる児童															
	氏	名		続柄	生年	月日	同居・ 別居 の別	海外領でいる 出国		·Ø)		住	所	監護	の有生意関係	十 ※児童との関係 で、該当する場 合に○印
宇	部 すみ	n		子	R6·1	0.22	同別		•					有無		·父母指定者
							同り別		•					有	• •	·父母指定者
						•	同り別		•					有	同一	・未成年後見人 ・父母指定者
	増額又は減額の原因となる児童の兄姉等															
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳ん									VE 41 57 37 3 3							
	氏	名		続柄	生年	·月日	同居・ 別居 の別	ている		·0)		住	所	監部当の	集相 生計 の負 の有	担
							同							有	有	
							別							無	無 無	
		増額	した		由		ア. 出生			•)		•		
7. その他() ア ・死亡した ア ・死亡した ク ・児童の兄姉等の生計費の負担をしなくなった																
			イ	.監護し	なくなった							定者でなく				
					同じくしなくた								寺する父母等		エナカ	
ボ 7 .生計を維持しなくなった コ .児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、 コ .児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、 フは児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った										ote						
オ .日本国内に住所を有しなくなった 又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った (留学を理由とするものを除く) サ .児童と同居しなくなった(単身赴任の場合を除く)										· -						
					後見人でな					シ・そ	の他()			
			キ	.児童の	兄姉等を監	護相当の	世話をしな	くなった								
	事		発	生	した	年	月日						R6·10).22		11. ₩
	受付者 □事由日確認 受付者 □他制度の確認 [乳幼児(子ども)医療・ひとり親医療・児童扶養手当・特別児童扶養手当] □他制度の確認 [乳幼児(子ども)医療・ひとり親医療・児童扶養手当・特別児童扶養手当] である で															
仿	±					\• / ≐ √1	<u>,</u>	※認定 却下	定•改年月		×	⟨認定・i	改定年月		※手	当月額
	**							3歳未満分						,000 円		
‡ 	考						3歳以上分					,000 円				
														計		,000 円

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。◎ ※印の欄は、記入しないでください。◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

認定番号	